

議案第23号

富山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定の件

【学校教育課】

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い富山市学校運営協議会規則を改正するもの。

2 改正内容

(1) 学校運営協議会を設置する学校を指定する制度の廃止

学校運営協議会を設置する学校を教育委員会が指定する制度が廃止されたことに伴い、指定に関する規定を削除する。

指定制度の廃止に伴い、学校ごとに学校運営協議会を設置することが努力義務化された。

(2) 委員の追加

「学校の運営に資する活動を行う者」を委員に追加する。

(3) 協議会の適正な運営を確保するための措置の追加

学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならないものとする。

3 施行期日

公布の日

富山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 4 月 日

富山市教育委員会

教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

富山市学校運営協議会規則（平成 27 年富山市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 7 条の 5」を「第 4 7 条の 6」に改める。

第 2 条中「に関して」を「及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、」に改め、「一体となって」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（設置）

第 3 条 教育委員会は、協議会を置くときは、その旨を協議会を置く学校（以下「対象学校」という。）に通知するものとする。

2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、地域住民等の意見を聴くものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第 11 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、同条を第 10 条とする

。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 1 3 条を第 1 2 条とし、第 1 4 条を第 1 3 条とする。

第 1 5 条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するための措置）」に改め、同条第 1 項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条を第 1 4 条とする。

第 1 6 条を削る。

第 1 7 条第 1 項第 1 号中「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 8 条中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 9 条を第 1 7 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山市学校運営協議会規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき、富山市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営に関して富山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等(以下単に「地域住民等」という。)の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、<u>一体となって</u>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 <u>法第47条の5第1項の規定により、教育委員会が指定する学校(以下「指定学校」という。)に協議会を置く。</u></p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会は、第2条の目的を達成することができると認められる学校について、前条の指定をすることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定に基づき、富山市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、<u>学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として</u>、富山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等(以下単に「地域住民等」という。)の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 <u>教育委員会は、協議会を置くときは、その旨を協議会を置く学校(以下「対象学校」という。)に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、地域住民等の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

2 教育委員会は、前条の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする学校の校長、地域住民等の意向を踏まえるものとする。

3 指定の期間は3年とし、再指定を妨げない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(運営に関する評価)

第6条 協議会は、指定学校の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

(住民参画の促進)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

第8条～第10条 (略)

(委員)

第11条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(運営に関する評価)

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

(住民参画の促進)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

第7条～第9条 (略)

(委員)

第10条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 当該指定学校の通学区域内の住民

(3) 当該指定学校の教職員

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

4 委員は、再任されることができる。

(委員の服務原則)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくないと認められる行為をすること。

(会議)

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の通学区域内の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(削除)

3 委員は、再任されることができる。

(委員の服務原則)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくないと認められる行為をすること。

(会議)

第13条・第14条 (略)

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、指定学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消すときは、取消しの事由を明示した書面を校長に交付するものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該委員の委嘱又は任命

第12条・第13条 (略)

(協議会の適正な運営を確保するための措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報の提供及び説明に努めるものとする。

(削除)

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該委員の委嘱又は任命

を解くことができる。

- (1) 第12条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員にその理由を示すものとする。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

を解くことができる。

- (1) 第11条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員にその理由を示すものとする。

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

学校コンピュータのウイルス感染について

【教育総務課】

1 経過

本年2月下旬、本市小中学校で使用している校務パソコンのうち、奥田小学校、光陽小学校、大広田小学校、堀川中学校で学校代表メールを設定していたパソコン各1台がウイルス感染していたことが判明した。

情報漏洩等の被害は確認されていなかったが、メールアドレスなどの漏洩の恐れがあったため、3月2日に、すべての小中学校の学校代表メールを設定しているパソコンを使用停止し、3月3日に、ウイルス感染についての記者発表を行うとともに、児童・生徒を通して、保護者の方への注意喚起を行った。

その後、学校代表メールを設定していたパソコン123台を回収し、再ウイルスチェックを行っている。

2 調査報告（途中経過）

感染原因はメールに添付されたファイルを開いたことであると一部で確認できている。

感染が確認された4台については、セキュリティ専門会社へ解析依頼し、引き続き調査を行っているところだが、現時点で判明しているウイルスは「URSNIF（アースニフ）」またはその亜種であると考えられ、オンラインバンキングの認証情報やメール情報のデータを盗み取る性質がある。

各小中学校で学校代表メールを設定していたパソコン123台については、4月21日時点で116台の調査が完了し、残り7台について、引き続き詳細調査中である。なお、現時点では、新たなウイルス感染は確認されていない。

一定の調査結果が判明する時期は、4月末になると見込んでおり、判明次第、保護者及びマスコミに公表予定である。

3 感染を受けて対応した対策等

- ・学校代表メールアドレスの変更及びホームページ上での公開を停止
- ・不正な通信記録がないかの定期監視を追加
- ・教職員に対するウイルス感染防止策の周知・徹底
- ・富山県警察本部サイバー犯罪対策課による情報セキュリティに関する研修の実施（4/12開催の教頭、教務主任、副園長対象の研修会、5/17開催予定の情報教育主務者教諭対象の研修会）